

中小企業災害復旧資金

災害によって直接的又は間接的な被害を受けた方の復旧を支援します。

本制度の特徴

1. 間接的な被害を受けた方も対象となります。
2. 低金利であり、保証料は県が全額負担します。
3. 保証人は、法人が代表者、個人事業主の方は不要です。

資 金 名	中小企業振興資金 中小企業災害復旧資金
対 象 者	災害によって直接的又は間接的な被害を受けた県内中小企業者
融資限度額	3,000万円
資 金 使 途	運転及び設備資金（借換可）
貸 付 期 間	10年以内（据置1年以内）
金 利	年1.35%（セーフティネット保証4号※認定を受けた場合は1.15%）
保 証 料 率	0%
保 証 人	法人は代表者、個人は不要
必 要 書 類	下記のいずれか1つ ・市町村発行の「罹災証明書」 ・公的機関が発行する罹災証明書に準じる被害証明書等の書類 ・金融機関による「被害状況確認書（様式中領4-3）」 ・セーフティネット保証4号※認定書（自然災害に係るもの）

※ セーフティネット保証4号

突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している方【市町村長の認定】

要件① 指定地域において原則1年間以上継続して事業を行っていること。

要件② 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

● 申込みは、県内の取扱金融機関又は県信用保証協会へ

● 制度の内容などは、次の機関へ御照会ください

秋田県 産業政策課 団体・金融チーム・・・TEL018-860-2215

秋田県信用保証協会 本所・・・・・・・・・・TEL018-863-9011